

○特例販売業者(歯科用医薬品)の取扱い品目について

(昭和六二年九月四日)

(薬審二第一二四四号)

(各都道府県衛生主管部(局)長あて厚生省薬務局審査第二課長通知)

標記について、別添1のとおり滋賀県厚生部長より照会があり、これに対し別添2のとおり回答したので、参考までにお知らせする。

.....

別添1

(昭和六二年八月一九日 滋薬第一六二八号)

(厚生省薬務局審査第二課長あて滋賀県厚生部長照会)

このことについて、左記(略)医薬品(福地製薬(株)、ビーゾカイン・ゼリー)を特例販売業者の取扱い品目として認めて支障ないかどうか御意見をお伺いします。

別添2

(昭和六二年九月四日 薬審二第一二四三号)

(滋賀県厚生部長あて厚生省薬務局審査第二課長回答)

昭和六十二年八月十九日滋薬第一、六二八号をもつて照会のあつたビーゾカイン・ゼリーについては、歯科用医薬品を取扱う特例販売業者の取扱い品目として認めて差し支えない。